

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員の定例相談を実施します。定例相談は毎月1回第3水曜日に開催しています。

▼猪苗代町行政相談委員

宮沢 重正さん(下館)

☎(66) 3995

▼開催日時

11月17日(水)、

12月15日(水)

午後1時～午後3時

▼開催場所

町役場3階日本間

▼その他

相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報業務

☎(62) 2111



女性の人権問題は電話で相談しよう

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、11月15日

(月)から21日(日)までを「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーーカー行為など、女性の抱える人権問題について電話相談を実施します。相談は無料で秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

▼開催期間

11月15日(月)～21日(日)

午前8時30分～午後7時

※ただし、20、21日は、午前10時～午後5時

※強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く)も相談に応じています(午前8時30分～午後5時15分)。

▼相談専用電話

☎0570(070)810

(全国共通ナビダイヤル)

▼問い合わせ先

福島地方法務局 人権擁護課

☎024(534)1994

児童

特別児童扶養手当

障害のあるお子さんのためにこの手当は、身体・精神に中度または重度の障害がある20歳未満の児童を監護・養育している人に支給されます。

「次のような場合は、手当は支給されません」

① 手当を受けようとする人、対象児童が日本にいない場合
② 児童が肢体不自由児施設
・知的障害児施設などに入所している場合
③ 児童が障害を理由として厚生年金などの公的年金を受けられることができる場合

▼手当を受け取る手続き
次の書類を添えて役場で手続きをしてください。
① 認定請求書(役場で配布)
② 請求者、対象児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票
③ 所定の診断書(療育手帳「A」および身体障害者手帳「1・2・3級」の場合はその写しで診断書を省略できる場合があります)
④ 通帳の写し
⑤ そのほか必要な書類
▼手当の支払
提出された書類を審査し、県知事が認定します。認定されると、請求した月の翌月から年3回、4カ月分の手当が支給されます。

▼手当の月額
・1級 50,750円

・2級 33,800円

▼支給制限

受給資格者およびその扶養義務者などの所得が限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年7月)は手当の支給が停止されます。

▼その他

障害の種類や程度、所得制限限度額など手続きに関する詳細については、左記まで問い合わせください。

▼問い合わせ先

県児童家庭課

☎024(521)7176

保健福祉課 社会福祉業務

☎(62) 2115

日本脳炎第2期の予防接種について

町では、7月から第1期対象者(生後6月～90月)への日本脳炎予防接種を再開したところですが、11月から第2期対象者(接種日現在で9歳以上13歳未満)への接種も再開することになりました。

第2期対象年齢で第1期(計3回)が済んでいる人は第2期接種を、第1期接種が済んでいない人は未接種分を接種することができます。

接種を希望する場合は母子手帳を持って保健福祉課までお越

※当日お支払いください

▼申し込み・問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり業務

☎(62) 2115

募集

過疎地域の活性化について考えよう

過疎・中山間地域の人口減少と高齢化により、地域力が低下し限界集落も出てきています。将来に向け、どのようなビジョンを持ち、何を、どこへ向かえばいいのか。「交流」という視点から考えてみませんか。「交流による集落活性化の可能性」と題して、シンポジウムを開催します。

▼開催日時

12月4日(土)

午後1時30分～午後3時30分

▼開催場所

会津若松市役所

北会津支所 ピカリンホール

▼内容

第1部

第1部

・基調講演(1)

「玉探しと交流から持続可能な地域づくり」

会津大学短期大学部教授

牧田 和久氏

・基調講演(2)

「交流を通じた東和のふるさとづくり」

NPO法人ゆうぎの里東和ふるさとづくり協議会

理事長 大野 達弘氏

空き家の活用について

空き家古民家相談センター

第2部

・パネルディスカッション

テーマ「交流人口拡大による集落活性化の可能性」

▼問い合わせ・申し込み先

商工観光課 商工観光業務

☎(62) 2117

syoukan@town.inawashiro.fukushima.jp

男性だって楽しく料理

男の料理教室

町食生活改善推進委員会では、本年度も「男の料理教室」を開催します。内容は、旬の食材を使った簡単なメニューの調理と、保健師による栄養と健康についての話です。

▼開催日時

12月1日(水)

午前9時30分～午後2時

▼開催場所

第1部

第1部

付いてますか 住宅用火災警報器

アンケートに答えて住警器をもらおう

住宅用火災警報器の設置はお済みですか? 火災の早期発見で、逃げ遅れなどから大切な命を守るため、消防法により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。(アンケートの内容・応募方法は、裏面へ)

※記入していただいた個人情報、抽選と商品の発送だけに使用します。

住宅用火災警報器アンケート
事務局 行事務局

会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11
会津若松地方消防設備協会

9650131

50円切手を
必ずははって
ください

郵便はがき

お願い

生態系を守るため、外来種の駆除を

ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)、ブルーギルは特定外来生物です。特定外来生物は、既存の生物(タナゴ類など)を捕食し、現在ある生態系を壊してしまいます。そのため、これらの魚を保管したり、別な場所へ運んだり、自宅で飼ったり誰かに譲ったり、譲り受けたりすることは、「特定外来生物に関する生態系に係る被害の防止に関する法律」により禁止されています。

たとえば、湖で釣ったオオクチバスを生きたまま水の入ったクーラーボックスに入れてそのままにしておくことは「保管」に該当し、禁止されています。▼これらの魚を釣ってしまったら？

これらの魚は「運搬」も禁止されているので、その場で加熱調理して食べる(もともと食用として輸入された)か、処分するなどしてください。また、これら3種類の魚を放流することは禁じられています。放流現場を発見したときは、最寄りの警

察署に通報してください。日本独自の生態系を守るため、特定外来生物の防除にご協力をお願いします。

▼参考 環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

▼おわびと訂正

先月号のオオハンゴンソウの記事(24ページ)に誤りがありました。深くおわびして訂正します。

○高さ 誤 5センチ30センチ
正 50センチ300センチ

○形態 誤 葉には毛が生えて
正 葉の裏には毛が生えて

▼問い合わせ先 企画財務課 企画調整業務

☎(62)2112



(上)オオクチバス
大きな口が特徴
(下)ブルーギル
体高が高く、体の側面に帯状の模様

(写真) 環境省ホームページ

掲示板

告示

・第119号「差押書の公示送達について」(税務課収納業務)

達について」(税務課収納業務)
・第120号「督促状の公示送達について」(税務課収納業務)
・第121号「債権差押書の公示送達について」(税務課収納業務)
・第122号「平成22年度町県

民税1期督促状の公示送達について」(税務課収納業務)

・第123号「平成22年度固定資産税2期督促状の公示送達について」(税務課収納業務)

・第124号「平成22年度国民健康保険税第1期督促状の公示送達について」(税務課収納業務)

・第125号「平成21年度町県民税3期督促状の公示送達について」(税務課収納業務)

・第126号「猪苗代町新事業移行促進事業補助金交付要綱」

(保健福祉課社会福祉業務)

・第127号「延滞金督促状の公示送達について」(税務課収納業務)

・第128号「充当通知書の公示送達について」(税務課収納業務)

・第129号「債権差押書の公示送達について」(税務課収納業務)

・第130号「猪苗代町インフラエンザワクチン接種助成事業実施要綱」(保健福祉課健康づくり業務)

・第131号「不動産等の最高価申込決定通知書の公示送達について」(税務課収納業務)

・第132号「国民健康保険被保険者証無効告示」(町民生活課国保年金業務)

・第52号「農用地利用集積計画について」(農業委員会農地業務)

・第53号「不動産等の最高価申込者決定の公告」

・第54号「平成22年度下半期における公共工事発注予定情報について」(企画財務課財務業務)

・第55号「インターネットおおよび見積価格の公告について」(税務課収納業務)

・第56号「一般競争入札の実施について」(企画財務課財務業務)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。それぞれを担当課にお問い合わせください。

公告

・第52号「農用地利用集積計画について」(農業委員会農地業務)

・第53号「不動産等の最高価申込者決定の公告」

・第54号「平成22年度下半期における公共工事発注予定情報について」(企画財務課財務業務)

・第55号「インターネットおおよび見積価格の公告について」(税務課収納業務)

・第56号「一般競争入札の実施について」(企画財務課財務業務)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。それぞれを担当課にお問い合わせください。

家屋の異動があった場合は届け出を

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在家屋を所有している人に課税されます。家屋の新築、増築、取り壊し、所有者変更などの異動があった場合は、届け出をしてください。

●家屋を取り壊した場合

取り壊した年は課税されますが、届け出をした翌年からは課税されません。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合

取り壊した家屋の床面積の大小にかかわらず、税務課に「家屋異動申告書」を提出してください。後ほど、職員が現地を確認します。

○登記されている家屋の場合

該当する家屋の所在地を管轄する法務局で建物滅失登記をする必要があります。登記が完了すると、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

●家屋を新築、増築した場合

家屋が完成した年の翌年から課税されます。職員が評価額算出のための調査に伺います。調査の内容は、家の間取りや最終的な各部屋の仕上げなどの確認になります。調査の時間はおよそ1時間30分程度です(床面積の大小により変わります)。

基本的に職員が文書や電話などにより日程を調整しますが、連絡をいただければ随時調査に伺います。

●家屋の所有者が変わった場合

届け出により取得した年の翌年から課税されます。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合

相続や売買などにより所有者が変わった場合は、税務課に「家屋異動申告書」を提出してください。新たな所有者を確認した上で、翌年から課税します。

○登記されている家屋の場合

法務局で所有権移転登記をすると、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

※これらの異動について届け出がない場合、事実の把握が困難になります。必ず届け出をしてください。

また、家屋の新増築や取り壊しは、住宅用地に対する課税標準の特例に関係することがあります。

※住宅用地に対する課税標準の特例

住宅の敷地に使用されている一画地を住宅用地といいます。住宅用地については、その税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。特例額は次のとおりです。

○小規模住宅用地 住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地。課税標準額は、土地の決定価格の6分の1。

○一般住宅用地 住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超える部分で、住宅の総床面積の10倍までの土地。課税標準額は、土地の決定価格の3分の1。※10倍を超える部分の土地については、住宅用地の適用はありません。

固定資産税の適正な課税のため、毎年4月に送付する課税資産(土地・家屋)明細書を確認し、必ず届け出をしてください。

登記については、法務局、司法書士や土地家屋調査士にご相談ください。

●問い合わせ先 福島地方税務局若松支局 ☎(27)1501
税務課 賦課業務 ☎(62)2113

アンケート

質問は2つです。①・②のどちらかを選んで、下の回答欄に記入してください。

Q1 平成23年6月までに、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを知っていますか
① はい ② いいえ

Q2 あなたの家には住宅用火災警報器がついていますか
① はい ② いいえ

回答欄

Q1	
Q2	

氏名 _____ 年齢 _____ 歳

住所 〒 _____

☎ () _____

世帯人数 _____ 人